

吸收合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

2026 年 2 月 1 日

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

株式会社 S H I F T

代表取締役社長 丹下 大

株式会社 S H I F T (以下「当社」といいます。) は、2025 年 11 月 5 日付で株式会社六本木管理 10 号 (以下「六本木管理 10 号」といいます。) との間で締結した吸收合併契約 (以下「本吸收合併契約」といいます。) に基づき、2026 年 2 月 1 日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、六本木管理 10 号を吸收合併消滅会社とする吸收合併 (以下「本吸收合併」といいます。) を行いました。

本吸收合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸收合併が効力を生じた日 (会社法施行規則第 200 条第 1 号)

2026 年 2 月 1 日

2. 吸收合併消滅会社における次に掲げる事項 (会社法施行規則第 200 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求 (差止請求) に係る手続の経過

六本木管理 10 号は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条 (反対株主の株式買取請求) の規定による手続の経過

六本木管理 10 号は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条 (新株予約権買取請求) の規定による手続の経過

六本木管理 10 号は、新株予約権を発行していませんでしたので、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条 (債権者の異議) の規定による手続の経過

六本木管理 10 号は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 11 月 26 日付の官報及び日刊工業新聞により債権者に対する公告を行いましたが、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸收合併存続会社における次に掲げる事項 (会社法施行規則第 2200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 (差止請求) の規定による請求に係る手続の経過

本吸收合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合 (簡易合併) に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 に規定する差止請求をすることができません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

吸收合併承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 26 日に株主に対し通知いたしましたが、反対株主による反対通知はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2025 年 11 月 26 日付の官報及び電子公告により、債権者に対する公告を行いましたが、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2026 年 2 月 1 日をもって、六本木管理 10 号からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 2 月 1 日

7. 上記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する重要な事項はありません。

以上

別紙

吸收合併に関する事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項)

2025 年 1 月 26 日

東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社六本木管理 10 号
代表取締役 磯本 昇汰

株式会社六本木管理 10 号（以下「当社」といいます。）は、当社を吸收合併消滅会社、株式会社 SHIFT（以下「SHIFT」といいます。）を吸收合併存続会社として、2026 年 1 月 1 日を効力発生日として、吸收合併（以下「本吸收合併」といいます。）を行うことを決定し、2025 年 11 月 5 日付で、両者の間で吸收合併契約（以下「本吸收合併契約」といいます。）を締結しました。

本吸收合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸收合併は、当社においては、会社法第 784 条第 1 項に規定する略式合併となります。

1. 吸收合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）

別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

吸收合併存続会社である SHIFT は、吸收合併消滅会社である当社の完全親会社であることから、本吸收合併に際して、合併対価として株式又はこれに代わる金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸收合併存続会社（SHIFT）についての次に掲げる事項

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸收合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出してお

ります。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の通りでございます。

(2) 吸収合併消滅会社（当社）の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（SHIFT）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本吸収合併の効力発生日SHIFTの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、SHIFTの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがいまして、本吸収合併の効力発生日以後におけるSHIFTの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙



吸收合併契約書

株式会社S H I F T（以下「甲」という。）及び株式会社六本木管理10号（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（存続会社と解散会社）

甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、吸收合併（以下「本件合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は権利義務の全部を甲に承継させて解散する。本件合併の当事者の商号及び住所は以下のとおりである。

甲：吸收合併存続会社

商号：株式会社S H I F T

住所：東京都港区麻布台一丁目3番1号

乙：吸收合併消滅会社

商号：株式会社六本木管理10号

住所：東京都港区六本木三丁目2番1号

第2条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、本件合併に際して、乙の株主に対して一切の対価を交付しないものとする。

第3条（甲の資本金及び準備金）

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条（契約当事者の義務）

各契約当事者は、本件合併が効力を発生する日（以下「効力発生日」という。）の前日までに、それぞれ本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第5条（効力発生日）

効力発生日は2026年1月1日とする。ただし、本件合併の効力発生は、本件合併に必要な手続を行うことができないとき又は各契約当事者が必要と認めたときは、各契約当事者間で協議の上、これを変更することができる。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他の権利義務一切を承継する。

第7条（善管注意義務）

各契約当事者は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつて業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを行うものとする。

第8条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を、甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、契約当事者間で別途定めたとおりとする。

第9条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、契約当事者の財産または経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な

瑕疵が発見された場合には、契約当事者間でそれぞれ協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条 (規定外条項)

本契約に定める事項のほか、本件合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、契約当事者間で協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写し1通を保有するものとするか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2025年11月5日

<甲>

東京都港区麻布台一丁目3番1号

株式会社S H I F T

代表取締役社長 丹下 大



<乙>

東京都港区六本木三丁目2番1号

株式会社六本木管理10号

代表取締役 磯本 昇汰





貸 借 対 照 表

(1 ページ目)

企業名 株式会社六本木管理 10号

2025 年 07 月 31 日 現在

< 資産の部 >		< 負債の部 >	
科 目	金 額	科 目	金 額
単位	円	単位	円
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	1,713,416	未払費用	188,708
その他の資産で1年内に 01		通常の取引に関連して発 02	
短期貸付金（純額）	9,642,584	未払金	11,000
短期貸付金	9,642,584	未払法人税等	165,000
未収還付法人税等	86	預り金	695
流動資産	11,356,086	流動負債	365,403
< 資産 >	11,356,086	< 負債 >	365,403
		< 純資産の部 >	
		【株主資本】	
		資本金	6,000,000
		資本剰余金	
		資本準備金	6,000,000
		資本剰余金	6,000,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	1,009,317
		その他利益剰余金	1,009,317
		利益剰余金	1,009,317
		株主資本	10,990,683
		< 純資産 >	10,990,683
		< 負債純資産 >	11,356,086

【凡例】この表示はシステムで付与しました。お客様から送付された情報には含まれていません。
：科目名見切れ（別表「補足情報」参照）

損益計算書

(1 ページ目)

企業名 株式会社六本木管理 10 号

自 2024 年 08 月 14 日 から
至 2025 年 07 月 31 日 まで

科 目	金額
単位	円
【販売費及び一般管理費】	
通信費	200
消耗品費	4,905
租税公課	298,861
法定福利費	50,736
外注費	170,430
支払手数料	118,352
給料手当	126,292
事務取扱費	110,000
【営業利益又は営業損失()】	879,776
【営業外収益】	
受取利息	35,494
営業外収益	35,494
【営業外費用】	
支払利息	35
営業外費用	35
【経常利益又は経常損失()】	844,317
【税引前当期純利益又は税引前当期純損失()】	844,317
【法人税等】	165,000
法人税等	165,000
【当期純利益又は当期純損失()】	1,009,317

【凡例】この表示はシステムで付与しました。お客様から送付された情報には含まれていません。
: 科目名見切れ(別表「補足情報」参照)

株主資本等変動計算書

企業名 株式会社六本木管理 10号

自 2024 年 08 月 14 日 から
至 2025 年 07 月 31 日 まで

単位：円

補足情報

財務諸表種別	番号	出力情報
貸	01	その他の資産で1年内に現金化できると認められるもの
貸	02	通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

【凡例】

財務諸表種別 : [共] 各財務諸表共通 [貸] 貸借対照表 [損] 損益計算書 [製] 製造原価報告書
[処] 損益金処分計算書 [株] 株主資本等変動計算書 [社] 社員資本等変動計算書
番号 : 財務諸表内の見切れ箇所に印字されている印付き番号に対応します。
出力情報 : 財務諸表で表示し切れない科目名等を出力します。